

年 月 日

[illegible]

(裏)

本人からの申請でこの保証書を提出された場合は、即日登録ができます。

保 証 書

年 月 日

この印鑑登録申請者（表面）は、本人であることを保証します。

保 証 人	住 所	彦 根 市		
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日 (外 国 人 住 民 の 方 は 西 暦 で)		
	印鑑登録証 登 録 番 号		登録印	

注意事項

- 1 15歳未満の人および意思能力を有しない人は、登録できません。
- 2 代理人の場合は、委任状等が必要です。
- 3 本人自らが申請される場合で、次のいずれかに該当するときは、即日登録ができます。
 - (1) 官公署の発行した免許証、許可証、身分証明書であって、本人の写真を貼り付けたものを提示されたとき。
 - (2) 保証書（上記）を提出されたとき。
- 4 保証書は、本市において既に印鑑登録されている方が、自ら記載し、押印してください。
- 5 代理人が申請される場合は、即日登録はできません。また、本人が自ら申請された場合で、上記3に該当しない場合も、照会書により確認しますので、即日登録はできません。
- 6 材質や大きさ、刻印の文字などにより登録できない印鑑がありますので、ご注意願います。
- 7 印鑑登録証明書を必要とされる場合は、別に印鑑登録証明書交付申請をしてください。
- 8 印鑑登録廃止申請には、印鑑登録証を添えてください。